

## 旧豊田貯水池利活用懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 旧豊田貯水池は、約360年にわたりため池及び貯水池としての役割を果たしてきた公有財産であるが、その役割を終えて以降利活用方針が未確定となっている。

本要綱は、その歴史的な価値及び市民共通の貴重な財産であることの重要性を鑑み、将来にわたり旧豊田貯水池の意義や価値を十二分に活かした利活用を検討するに当たり、有識者の意見を聴くために開催する旧豊田貯水池利活用懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (懇談会の役割)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 旧豊田貯水池の有効活用に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要なこと。

### (懇談会の構成)

第3条 懇談会の委員は10名以内とし、郡山市職員のほか、第1条に掲げる目的達成のために必要な優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼は1年以内とする。
- 3 懇談会には、座長を置き、委員の中から互選により選任する。

### (会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する者が会議を進行する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、郡山市財務部公有資産マネジメント課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

本要綱は、平成31年5月24日から施行する。